

特別法廷の違憲性と ハンセン病差別・偏見

神戸学院大学
内田博文

特別法廷

- 日本国憲法第82条第1項及び第37条第1項の規定を受けて、裁判所法第69条第1項は「法廷は、裁判所又は支部でこれを開く」と規定している。
- ただし、同条2項は例外を認め、「最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。」と規定している。
- 一般に、この規定は火災や自然災害等で裁判所の建物が使用しえない状況に陥った場合等に適用されると解釈されている。しかし、この規定に基づく実際の出張法廷の84%はハンセン病を理由とするものであった。

検証会議への報告

- 検証会議報告書でもハンセン病を理由とする出張法廷の問題が取り上げられた。
- 同会議からの問い合わせに対する最高裁事務総局からの回答書によると、裁判所法が施行された1947年5月3日から1972年2月29日までの間に、ハンセン病を理由として出張法廷による審理が許可された事例は95件に及び、そのうち94件が刑事事件であったとされている

一律指定

- 数の多さに驚かされる。最高裁がハンセン病を理由とする出張法廷の許可決定に当って、裁判所法第69条第2項にいう「必要と認めるとき」の要件をどのように判断したかは明らかにされていないが、数の多さから見て、必要と認めるときに該当するかどうかは事件毎に個別に判断されたというのではなく、被告人がハンセン病患者や元患者であるというその一事をもって必要と認めるときにあたりと判断されたものと推察される。
- それは、当時の刑訴法学の権威者も、例外的に裁判所外で法廷を開く場合として「癩患者のために、療養所で開くような場合」を挙げていたこと等からも容易にうかがい知れよう。
- 予防法の定める患者隔離条項を踏まえての判断であったことは疑う余地がない。

出張法廷の場所

- それでは、この出張法廷の開廷場所はどのようなところだったのか。同じく検証会議報告書によれば、ハンセン病を理由とする出張法廷は刑務所や拘置所で開かれたものも含まれており、そのすべてがハンセン病療養所内に仮設された特別法廷によるものではなかったとされる。
- 憲法によれば、たとえ裁判所外の出張法廷であったとしても可能な限り公開法廷にすることが求められるが、ハンセン病を理由とする出張法廷はいずれも拘禁施設ないし隔離施設で開かれたもので、この公開法廷の要請を満たすものではなかった。

刑務所や療養所等

- 刑事事件の開廷場所は、たとえば、横浜刑務所(強盗被告事件、1948年、上申庁横浜地裁)、盛岡少年刑務所(窃盗被告事件、同年、上申庁仙台高裁)、岡山地裁(殺人・窃盗被告事件、同年、上申庁広島高裁)、松丘保養園(贓物故買被告事件、同年、上申庁札幌高裁函館支部)、愛生園(強盗被告事件、1949年、上申庁名古屋地裁)、愛生園(窃盗被告事件、同年、上申庁名古屋高裁)、新生園(窃盗未遂被告事件、1950年、上申庁登米簡裁)、横浜刑務所(強盗被告事件、同年、上申庁横浜地裁)、楽泉園(殺人被告事件、同年、上申庁前橋地裁高崎支部)、神戸拘置所(窃盗被告事件、同年、上申庁神戸地裁)、東京拘置所(窃盗被告事件、同年、上申庁東京地裁)、神戸拘置所(外国人登録令違反被告事件、同年、上申庁神戸地裁)、神戸拘置所(恐喝被告事件、同年、上申庁神戸地裁)、恵楓園(強盗未遂・殺人未遂被告事件、同年、上申庁熊本地裁)、楽泉園(殺人被告事件、同年、上申庁東京高裁)、大阪拘置所(強盗被告事件、同年、上申庁大阪地裁)、恵楓園及菊池医療刑務支所(殺人未遂被告事件及び殺人被告事件、1952年、上申庁熊本地裁)等であったとされている。

異常な裁判

- ハンセン病患者らを対象とする出張法廷が「特別法廷」と呼ばれる理由はそれだけではなかった。例えば、菊池事件の特別法廷ははじめは菊池恵楓園内で、そして熊本刑務所菊池医療刑務支所が園隣接地に開設されてからは同支所内で開廷されたが、その置かれた場所だけでなく、法廷内も異様であった。法廷は消毒液の臭いがたちこめ、被告人以外は白い予防着を着用し、ゴム長靴を履き、裁判官や検察官は、手にゴム手袋をはめ、証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を用いたとされる。証拠物の展示にしても、その証拠物を被告人が手にとってその証拠の証拠力を攻撃しようとしても、裁判官はその展示した証拠物が、一旦被告人の手中に渡ることによって、被告人から感染の機会を与えられるといういわれのない恐怖によって、被告人にその機会を与えようとしなかったという。

出張法廷の時期も問題

- 出張法廷が開かれた時期も看過し得ない。最後は1972年2月29日に開かれているからである。熊本地裁判決がそれ以降は明確に違憲だとした1960年以後も、10数年間にわたって、それも27件も出張法廷が開かれていたことになる。
- これらの刑事裁判に関与した裁判官、検察官、弁護人らは、憲法違反と認識すべき隔離政策に起因する特別法廷を相変わらず是認し続けた。
- 本来の裁判所で開廷されるべきだと主張が弁護人から出されるということもなかった。

外出を認めていた「らい予防法」

- 東京帝国大学医学部教授となった石館守三は1946年、ハンセン病治療薬のプロミンの国内合成に成功した。プロミンの出現などによってハンセン病は治癒する病気になった。しかし、国の誤った強制隔離政策は放棄されなかった。それどころか、光田健輔(8)・長島愛生園長らのいわゆる3園長証言(9)等に沿って旧法が全面改正され、らい予防法(昭和28年8月15日法律第214号)が制定され、強制隔離政策はむしろ強化されることになった。
- しかし、さすがに治癒する病気になっていたことから、らい予防法ですら第15条第1項第2号で、法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長が「当該患者の外出がらい予防上重大な支障をきたす恐れがあるかないかを判断」することを建前として規定していた。

厚生事務次官通知

- 昭和28年9月16日付の国立らい療養所長宛ての厚生事務次官通知「らい予防法の施行について」(発医第125号)では、同条項にいう外出の例として、「刑事訴訟法に基づいて出頭を求められた場合の外出等」と明示し、この場合には所長が「当該患者の外出がらい予防上重大な支障をきたす恐れがあるかないかを判断」することを建前として規定していた。
- 旧法ではこのような規定は見られなかったが、旧法下でもこのような運用が事実上行われていたことから、新法でその明文化が図られたものと推察される。

通達無視の最高裁決定

- 最高裁がハンセン病を理由とする出張法廷の許可決定に当って、参考資料とするために療養所所長にこのような判断を求めるということはなかった。ハンセン病患者らであるということだけで一律指定が行われた。この許可決定は明らかに国のハンセン病強制隔離政策からも逸脱したものであった。
- それは宮古南静園において出張裁判を拒否した事例が存したことからも明らかであろう。

宮古南静園の事案

- 宮古南静園では入所者の裁判は移動裁判と呼ばれて、園内の公会堂で行われるのが慣例であった。
- 1960年の立法院議員選挙の際の選挙違反事件において、入所者であるM氏ら3名は「移動裁判であれば出頭を拒否する。排菌者ではない。外出許可ももらえる。公衆衛生上も問題ないはず。」と主張した。裁判所から「M氏らに白衣を着せて行こうなら、裁判所でも可」という妥協案が出たが、M氏らは「それは逆だろう。裁判所が白衣を着けたい。」と応酬した。「被告らの椅子を消毒する」と裁判所が再度妥協案を示し、M氏らは裁判所への出頭に応じた。裁判当日、椅子は消毒されていなかった。M氏は懲役6ヶ月、執行猶予3年の判決を受けた。
- その後、入園者に関わる裁判は地裁の宮古支部で開かれるようになった。警察も刑法犯容疑者は入園者といえども署内に留置するようになった。

違法な一律指定

- 出張法廷はごくごく例外とされていた。ハンセン病患者事件だけがその「ごくごく例外」とされた。国会などでもそのように答弁されていた。しかし、医学的な根拠はなく、ハンセン病差別偏見に基づくものでしかなかった。
- 熊本地裁判決の違憲判断の影響を直接受ける1960年以後のハンセン病を理由とする一律指定の出張法廷だけではなく、違憲判断の影響を直接には受けない1960年以前のハンセン病を理由とする一律指定の出張法廷も、出張法廷の正当化事由を欠き、裁判所法第69条第1項に違反するものということになる。

違法だけでなく違憲

- それだけではなく、憲法の公開法廷の原則、ひいては憲法第14条の法の下での平等の原則にも反し、違憲ということになる。
- 確かに、日本国憲法第82条第2項は、一定の場合、「対審は、公開しないでこれを行ふことができる」と規定している。しかし、ハンセン病を理由とする出張法廷において、裁判所が公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した上で拘禁施設や隔離施設を開廷場所に選んだという記録は見当たらない。
- このような個別の判断をすることなしに、被告人がハンセン病患者らであるという一事をもって開廷場所を一律に拘禁施設や隔離施設に求めたとみるべきであろう。個別の検討を行っていたとすれば、被告人がハンセン病患者らであるということだけで公の秩序又は善良の風俗を害する虞があるという結論にならなかった筈である。

傍聴者の存在

- 90件を超える特別法廷のうちの一部にハンセン病療養所入所者や裁判の支援者等からなる傍聴者が一定数、仮に散見されたとした場合、当該特別法廷は憲法の公開法廷の要請を充たすことになるのだろうか。
- 充たされたとすることは困難である。特別法廷の設けられた場所、例えば、療養所内の場合には職員の居住する無菌地域から区別された、患者が居住する有菌地域等のほか、特別法廷への入退所に際しては消毒等を受けなければならなかったという事情等も加味して勘案した場合、一般人が特別法廷を傍聴することは極めて困難な状況だったといえることができるからである。
- 傍聴した人がいたからといって、そのことは一般人にとっては傍聴が極めて困難な状況にあったという結論に変更をもたらす材料には少しもならない。

公開裁判の意義

- ここで考慮されなければならないことは公開裁判の意義である。公判手続を公開することで国民の批判に耐えうる裁判がなされ、これによって公平な裁判がなされることが期待されるという意義が上の若干の傍聴人の存在によっても確保されたといえないことは特別法廷が90件以上も大量に、それも25年にもわたって行われ続けという事実からも明らかであろう。

ハンセン病差別偏見

- ❖ 問題はどのように誤った一律指定の判断を背後で実質的に支えていたものは何かという点である。医学的には当時に既に特效薬の開発・投与によりハンセン病は全治し得る病気となっていたのに一律指定がなされた。
- ❖ 無らい県運動等によって作出、助長された差別・偏見が司法でも共有されていたといわざるを得ない。特別法廷の許可を与えた最高裁(同裁判官)のみならず、最高裁に許可を求めた当該事件の裁判官も含めて特別法廷に関与した法曹のすべて、さらには刑事訴訟法学者もハンセン病に対する差別・偏見の故に無らい予防法に基づく強制隔離政策を支持し、加担した。
- ❖ ハンセン病差別・偏見を内包するパターンリズムが憲法37条1項の保障する公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利等をハンセン病患者について制限することの正当化根拠になり得ないことは明らかであろう。

氷山の一角

- ❖ 無らい予防法は入所者に対する外出制限を徹底させるために制限違反行為を犯罪とし、拘留又は科料を規定していた。問題は裁判所がこの制限違反の罪で起訴された被告事件について有罪判決を下しているという点である。
- ❖ 熊本簡易裁判所は、昭和33年3月28日、菊池恵楓園のある入所者を無断外出の罪(新法28条1号)により科料に処した。これを報じた全患協ニュース(同年5月1日発行)によれば、無断外出の期間は約2か月であり、「昨年秋農繁期に一時帰省し、家事の手伝いをすませて帰園の途中、当時問題になった『脱走患者一斉検束』の網に引っかかった」とのことである。当該外出制限の可否を個別に判断した上で判決する等の姿勢はつかがわれない。
- ❖ 前述の一律指定と軌を一にするものといえよう。この加担は傍観者としての加担ではなく、作為者としての加担であった。

日本国憲法の埒外

- ❖ 熊本地裁国賠訴訟において証人として証言し、『ハンセン病政策の変遷 附沖縄のハンセン病政策』(沖縄県ハンセン病予防協会、1999年)なども著した元沖縄県ハンセン病予防協会理事長・国立療養所沖縄愛生園名誉所長の犀川一夫によれば、
- ❖ ハンセン病患者の容疑者は検察官送致されずにハンセン病療養所に送られるか、あるいは検察官送致されて療養所内等での特別法廷で裁判を受けるか、いずれにしても「日本国憲法の埒外」で扱われたとされる。

懲戒検束規定

- ❖ 無らい予防法で強化された所長による懲戒検束規定は日本国憲法第31条に鑑みると違憲の疑いが強いが、それが司法によって俎上に挙げられることもなかった。ここでも、ハンセン病患者らは憲法の埒外に置かれたといえる。
- ❖ 日本国憲法によって憲法の番人と位置づけられた司法がその役割を放棄したに止まらず、それに反する行動を自らとった。法の支配を標榜する司法が法の支配を自ら崩した。

司法の態度を象徴

- ハンセン病療養所入所者らにとって特別法廷はこのような司法の態度を象徴するものとして映ったことは想像に難くない。現実にはごく一部の患者に関わる問題であったにもかかわらず、国立ハンセン病療養所入所者からなる全癩患協及び全患協が総力を挙げてこの特別法廷の問題に取り組んだ理由もこの点に存したといえよう。

らい刑務所

- 1951年1月、厚生省と法務府との間でハンセン病患者専用の「らい刑務所」を熊本県内にある国立ハンセン病療養所の菊池恵楓園の敷地内に設置する旨の協定が結ばれた。厚生省で予算をとれば、法務府はこの「らい刑務所」を監獄法に基づく代用監獄に指定することで合意がなされ、1951年度での予算化がなされたことから協定が結ばれたものである。恵楓園入所者自治会は強く反対したが、これを無視する形で建設計画が進められた。菊池恵楓園から敷地の無償所管換えを得て、形式上は園外に建設されることになり、1953年3月、菊池医療刑務支所が「らい刑務所」として開設されることになった。
- 当初の収容定員は55名で、「刑の確定した患者」と「犯罪の容疑者で未決拘禁を要すべき患者で必要と認められた者」を対象として、全国から集められた者が収容された。熊本刑務所からハンセン病問題検証会議に提出された文書によれば、被収容者総数は117名で、うち被疑者は13名、受刑者は104名である。

憲法上の問題

- この刑務支所には詳述するまでもなく憲法上の問題があった。それは1996年のらい予防法の事実上の廃止に伴って同支所も廃止されたことから明らかであろう。
- 同支所についても遅くとも1960年以降は憲法上の問題が生じており、その速やかな廃止が検討されてしかるべきであった。廃止しなかった法務省の責任が問われることになる。司法の責任も問題となる。
- 同支所を廃止するかどうかは行政サイドの問題だとしても、同支所の中には熊本地方裁判所菊池支所という看板の架かった部屋が設けられていたからである。菊池事件の特別法廷もこの狭い部屋を使って開廷された。

最高裁有識者会議

- 最高裁有識者会議が設置されて作業を開始しているが、ハンセン病問題に詳しい人は不在なので、間違った検証を実施しないように働きかけていくことが必要となる。
- もう一つ懸念されるのは「違法だけれども違憲ではない」という結論が有識者会議で下されないかどうかという点である。
- この点で重要となると思われるのは「出張裁判」及び「公開裁判」に関する判例の分析である。次に見るように、判例をみればやはり違憲だといえるからである。

判例の特徴

- 最高裁判所及び政府の委員が出張裁判は「極々例外」と国会でも繰り返し答弁していること、その「極々例外」とされたのはハンセン病患者被告事件だけであることなどに鑑みると、判例はこれまで一貫して「裁判所内の法廷における裁判」を暗黙の前提として「公開裁判」に関する問題を検討してきたといつてよい。
- 判例は裁判員制度等の導入に伴って採用された非公開の公判前整理手続等について「公開裁判の原則」に反しないと判示しているが、これは場所に関する判例ではなく、「訴訟形態」に関する判例というべきもので、通常の訴訟形態の裁判については「裁判所内の法廷における裁判」を想定して「公開裁判」によるものとしてきた。

想定外の事態

- 判例の「公開裁判」についての関心の中心を占めるのは「傍聴の制限」であり、「傍聴人にメモ書き」を認めるかどうか等である。「公共の福祉」や「裁判の静謐」などを理由にその制限を合憲（後に判例変更）としているが、これも「裁判所内の法廷における裁判」を暗黙の前提とした上での判示であるといえる。
- 要するに判例は通常の訴訟形態の裁判については「裁判所外の特別法廷における裁判」が起きることは想定してこなかったといえる。つまり、「出張法廷」と「公開裁判」とを分けて論じるという発想は判例にはなかったといえる。この想定しないことが起ったのがハンセン病患者被告事件に対する「特別法廷」であった。

最高裁決定自体が違憲

- 「出張法廷」と「公開裁判」とを分けて論じないという判例の立場によれば、判例の「想定」の範囲を超えた事態を招来せしめたこと自体、すなわち、最高裁裁判官会議による「出張法廷」開廷許可決定という作為自体をもって憲法違反とし得よう。特段それを正当化し得る合理的な事由は存在しないからである。
- その当時の「世論」もハンセン病患者については特別視していたということはこの正当化事由には該当しない。ハンセン病専門家の助言を仰げば簡単に特別視する必要のないことが理解し得るからであり、この助言を仰ぐことが著しく困難であったとする特別な事情は存しないからである。

特別な措置

- 判例は「公開裁判」の意義に関わって、人々が裁判を傍聴できるようにすれば「公開裁判」の要件を満たすものであって、それを超えて「特段の措置」を講じる義務まで裁判所に課したのではないと判示しているが、これも「裁判所内の法廷における裁判」を暗黙の前提として判示したものである。
- この措置をとることなく慢善と「特別法廷」で裁判を行ったとすれば、不作為による憲法違反ということになる。「出張裁判」にする特段の正当化事由が存しなかった以上、「特別法廷」を非公開にする特別の正当化事由も存しなかったといえる。「公共の福祉」や「裁判の静謐」という正当化事由はこの場合、当てはまらない。
- ハンセン病患者被告事件の「特別法廷」について裁判所がこのような「特別な措置」を講じたことを示すに足りる証拠は存在しない。よって本件「特別法廷」を漫然と行ったことは憲法の定める「公開裁判」に違反するものと解される。

公開裁判の権利

- 仮に「特別法廷」において若干名の傍聴人が存在していたとしてもそのことは上の結果に影響を与えるものではない。「公開裁判」の権利は国民一般に対して保障された権利だからである。
- 特定の人がある特定の立場を利用して、あるいは特別の立場の故に「特別法廷」を傍聴し得たとしてもそのことをもって「国民一般」に傍聴の機会を提供し得たとはできない。